

負担金減免基準

対 象 と な る 土 地	減免の割合（％）
4. 民営鉄道等の所有または使用に係る土地 ① 軌道用地 ② 踏切用地 ③ 駅舎プラットホームの用地 ④ 駅前広場用地 ⑤ 日本電信電話株式会社施設用地 ⑥ 日本たばこ産業株式会社施設用地 ⑦ 職員宿舎用地 ⑧ 本来の事業の用に供しない用地	75 100 25 100 25 25 0 0
5. 学校教育法第1条に規定する学校で、私立学校法第3条に定める学校法人が設置するものにかかる用地	75
6. 社会福祉事業法第2条に規定する事業で同法22条に定める社会福祉法人が経営する施設にかかる用地	75
7. 宗教法人法第2条に掲げる神社、寺院、教会その他これらに類する団体が第2条本文に規定する目的のために使用する下記の用地（有租地については除く） ① 境内地 ② 墓地	50 100
8. 公共性のある私道敷で公道に準ずると認められるもの	100
9. 文化財である土地または文化財である建物その他の工作物の土地	100
10. その他実情に応じて減免することが必要であると認めたもの	市長が認める割合